

第79号議案

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年6月7日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項 <u>(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u> の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き</p>

満保育認定子どもに係る教育・保育給付 認定保護者の希望に基づき、引き続き必 要な教育・保育が提供されるよう必要な 措置を講じているとき (2) (略) 5～9 (略)	必要な教育・保育が提供されるよう必要 な措置を講じているとき (2) (略) 5～9 (略)
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。